

令和2年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和2年3月9日

招集年月日	令和 2 年 3 月 4 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年3月4日午前10時45分			議 長	矢立 孝彦
	閉 会	令和2年3月 日午後 時 分			議 長	矢立 孝彦
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富 永 豊	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	○	12	矢 立 孝 彦	○
会議録署名議員	3番	平 岡 昭 洋		4番	富 永 豊	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	伊藤 真由美		書 記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	小 坂 眞 治		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 島 俊 二		学校教育課長	児 玉 裕 子	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		生涯学習課長	上 田 隆	
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		福祉事務所長兼 福祉課長	伊 賀 真 一	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉 田 美 保 子		健康づくり課長	栗 栖 浩 司	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 齊		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		—	—	
	地 域 商 社 あ き お おた事業本部長	武 藤 克 巳		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	地 域 づ くり 課 長	栗 栖 修 司		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	産 業 振 興 課 長	瀬 川 善 博		—	—	
	商 工 観 光 課 長	片 山 豊 和		—	—	
	税 務 課 長	河 野 茂		—	—	
	住 民 生 活 課 長	上 手 佳 也		—	—	
児 童 育 成 課 長	園 田 哲 也		—	—		
衛 生 対 策 室 長	田 中 博 敏		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年3月9日

	諸般の報告
議案第10号	山県郡西部新町建設計画の変更について
議案第11号	安芸太田町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
議案第12号	安芸太田町森林環境譲与税基金条例の制定について
議案第13号	安芸太田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
議案第15号	安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正について
議案第16号	安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第17号	安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
議案第18号	令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）
議案第19号	令和元年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第20号	令和元年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第21号	令和元年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第22号	令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第23号	令和元年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第24号	令和元年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第25号	令和元年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第36号	令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第8号）
議案第14号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第26号	令和2年度安芸太田町一般会計予算
議案第27号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
議案第28号	令和2年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第29号	令和2年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第30号	令和2年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
議案第31号	令和2年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算

議案第 32 号	令和 2 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 33 号	令和 2 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 34 号	令和 2 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
議案第 35 号	令和 2 年度安芸太田町病院事業会計予算
	特別委員会の設置

令和2年第2回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和2年3月9日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2	議案第10号	山県郡西部新町建設計画の変更について
第3	議案第11号	安芸太田町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
第4	議案第12号	安芸太田町森林環境譲与税基金条例の制定について
第5	議案第13号	安芸太田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
第6	議案第15号	安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正について
第7	議案第16号	安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第8	議案第17号	安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
第9	議案第18号	令和元年度安芸太田町一般会計補正予算(第7号)
第10	議案第19号	令和元年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
第11	議案第20号	令和元年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
第12	議案第21号	令和元年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
第13	議案第22号	令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
第14	議案第23号	令和元年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第15	議案第24号	令和元年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
第16	議案第25号	令和元年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算(第1号)
第17	議案第36号	令和元年度安芸太田町一般会計補正予算(第8号)
第18	議案第14号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
第19	議案第26号	令和2年度安芸太田町一般会計予算
第20	議案第27号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
第21	議案第28号	令和2年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算

第 22	議案第 29 号	令和 2 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
第 23	議案第 30 号	令和 2 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
第 24	議案第 31 号	令和 2 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
第 25	議案第 32 号	令和 2 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
第 26	議案第 33 号	令和 2 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第 27	議案第 34 号	令和 2 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
第 38	議案第 35 号	令和 2 年度安芸太田町病院事業会計予算
第 39		特別委員会の設置

令和2年第2回定例会
(令和2年3月9日)
(開会 午前10時15分)

○矢立孝彦議長

おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○矢立孝彦議長

日程第1、諸般の報告を行います。町長から、お手元に配付のとおり、追加議案が送付されています。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

日程第6. 議案第15号

日程第7. 議案第16号

日程第8. 議案第17号

日程第9. 議案第18号

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

○矢立孝彦議長

議案審議に入りますが、町長からの議案説明は先日行われております。本日は令和元年度関連議案である日程第2、議案第10号、山県郡西部新町建設計画の変更についてから、日程第16、議案第25号、令和元年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第1号）までの15件について、担当課より順次説明を求めます。企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、議案第10号、山県郡西部新町建設計画の変更についてご説明申し上げます。山県郡西部新町建設計画を次のとおり変更するため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。こちらは平成30年4月25日に施行されました東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律で、合併特例事業推進要綱の一部が改正されまして、合併特例債を起すことができる事業期間が5年間延長され、合併後20年間とされたことから、本計画の終期を令和元年度から令和6年度まで延長するものでございます。その他、今後、合併特例債の活用を想定する既存施設の統合整備、適正配置等を文章的に整理するとともに、財政計画に関して事前修正をする内容を計画変更するものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは議案第11号、安芸太田町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてご説明申し上げます。本改正は、平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律を基軸とするもので、それに従い、改定するものでございます。住民訴訟制度については、住民自らが地方公共団体の財務の

適正確保を図ることを目的として住民監査請求を経たうえで、違法な財務会計行為等について、訴訟を提起できる仕組みでございますけれども、今回の法律で首長、監査委員、議会、住民が連携して、地方公共団体の事務の確保をする体制強化する見直しを全体として行うことと合わせまして、各長や職員への萎縮効果を低減させるため、損害賠償責任について職務を行うにつき、故意、重過失がない時はこの責任の一部を免責することができることとされたものにより、改正するものでございます。この法律に基づき、本町においても長及び職員等の損害賠償責任の一部免責について条例で定めるものでございます。なおこの法律の施行日である令和2年4月1日に合わせ、条例の施行日も同日とするものでございます。説明は以上です。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

議案第12号、安芸太田町森林環境譲与税基金条例の制定について説明させていただきます。国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が、平成31年3月に公布され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境譲与税は森林の整備及びその促進に要する経費に充てられるよう定められていますが、各年度の事業の進捗状況により、森林環境譲与税、譲与額の全額を執行できなかった場合、また次年度以降に計画する事業の財源として使用する場合には、基金に積み立てることが認められているため、本町においても、安芸太田町森林環境譲与税基金条例を設置して積み立てるものでございます。施行日としては公布の日をもって施行するものとなっております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

議案第13号、安芸太田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。この条例一部改正については令和2年度から実施する会計年度任用職員に関するものでございます。地方公務員法第31条の規定により職員は条例の定めるところによりサービスの宣誓を行うこととされておりますけれども、令和2年1月の総務省通知において、職員のサービスに関する条例案の改正が示され、会計年度任用職員のサービス宣誓について定めるものでございます。会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続きが様々でございます。これに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にそれぞれふさわしい方法で行うことができることとするような内容となっております。説明は以上でございます。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、議案第15号、安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正について説明をさせていただきます。企業誘致促進に係る奨励金につきましては、土地、建物、償却資産につきましては、前年1年の間に、取得、建築、購入されることで、翌年度の固定資産課税で成立をいたします。しかし新規雇用については改正前の条件として、1年以上継続して雇用しているものとなっております。このたび、当該条例を精査する中で、1年以上の雇用が認定基準日である1月1日に成立するためには少なくとも2年前の新規雇用となるため、4月雇用の多い企業体と照らし合わせまして、この雇用条件期間を6か月以上に変更することで、翌年1月に基準を満たすケースが多くなるため、投資資産に係る固定資産奨励金と同じ年度に奨励金を受け取ることができるように改正をするものでございます。条文の整理としましては、第5条第1項を資産に係るもののみとし、第2項を新設して新規雇用に係るものの認定基準及び雇用期間を明確に区分する内容としております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

はい、児童育成課より安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。この条例の改正につきましては、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴う改正でございます。まず最初に放課後健全児童育成事業の事業所におきます放課後児童支援員の資格要件につきまして、県が行う研修事項の修了者となっているものに加えて、新たに政令指定都市の研修を修了した者も

加えられたものによる条例改正でございます。またもう1点につきましては、放課後児童支援員の資格要件につきまして、研修終了の資格基準につきまして、令和2年4月から国から従うべき基準から参酌すべき基準に改正されたことに伴い、町条例の附則に伴い、資格の所有者の条件につきまして、みなし期間を令和5年3月1日までと定めるものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

衛生対策室長。

○田中博敏衛生対策室長

はい、議案第17号、安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部改正、平成27年度法改正によって、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例がなされました。仮設処理施設等の設置におきます特例の簡素化の適用を受けるために、条例の改正、一部条文の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課、財政管財担当主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、それでは議案第18号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。まず第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは歳入歳出それぞれ2億5,067万6千円を減額し、歳入歳出総額を81億4,797万3千円と定めるものでございます。第2条は繰越明許費、第3条では地方債の補正をさせていただくものでございます。恐れ入ります、1枚めくっていただきまして、資料1ページの第1表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から利子割交付金や配当割交付金、そして6番目の環境性能割交付金までの交付金、さらには地方交付税、使用料及び手数料等々、こちらに表にお示しするものにつきまして、所要額を歳入予算に充てさせていただきます。恐れ入ります、1枚めくっていただき、歳入の合計が2ページの終わりに載っております。1枚めくっていただきまして、3ページの歳出でございます。上から総務費、民生費、衛生費のほか、商工費等々こちらのページ、続きまして4ページの一番最後のところまであるものにつきまして、所要額をそれぞれ歳出として補正するものでございます。続きまして5ページをご覧くださいませ。令和元年度予算から令和2年度へ繰越を予定している事業を実施するものを一覧表にしております。全体で4億5,732万6千円でございます。上から申し上げますと、まず総務費、総務管理費でございますが、こちらにつきましては、庁舎等管理事業でございます。役場本庁舎の耐震・大規模改修工事の工事の精査に基づきまして、この2月に契約の同意をいただきましたものにつきまして、工期が来年度まで及ぶということでございますので、予算を繰越させていただきます。続きまして同じように、普通財産等管理事業につきましては、旧修道小学校、旧戸河内中学校解体除却工事の予算を工期の関係から繰越をさせていただくものでございます。続きまして、商工費でございます。4つございますが、中小企業支援事業に対する暖冬雪不足による中小企業信用保証料の補助金につきまして、実際の融資期間が6月末ということでございますので、繰越をさせていただきます。また、2つ目のがんばるビジネス応援補助金事業につきましても、実際の融資認定等の手続きを待ちまして、実際の年度をまたがる場合がございます。実際の補助の認定につきましては、年度をまたがっても、対応しておりますので、予算を繰越させていただきます。3つ目、観光施設整備事業ですが、これは温井ダムの周辺環境施設自然生態公園管理棟の解体工事でございます。実際の解体にあたる地元の調整、さらにはそういう電源等の設備等の確認に時間を及ぼすため年度を繰り越すものでございます。そして4つ目、同じく観光施設整備事業のいこいの村ひろしま施設改修事業でございますけれども、こちらにつきましても実際の修繕等につきまして、今協議を行っておりますので、実際の予算の繰越をお願いするものでございます。次に農林水産業費でございます。具体には林業費、林道開設改良事業ですが、林道横川西平線改良工事について、昨年7月の豪雨災害などによる従事者不足により予算の繰越を行い、対応させていただくものでございます。次に土木費、4つございますけれども、1つ目、道路橋梁費、国県道改良事業、広島県建設事業負担金について。2つ目、同じく道路橋梁費、町道整備事業について。3つ目、同じく道路橋梁費の橋梁施設改良事業、町道橋梁改良事業について。4つ目、急傾斜地対策費、急傾斜地対策事業、広島県建設事業負担金につきまして、いずれも昨年7月の豪雨災害などによる従事者不足により予算の繰越を行い、対応させていただくものでございます。次に消費費でございます。防災・減災・備蓄事業、国土強靱化地域計画策定業務ですが、国の補助金動向などにより、不測の日数を要したため、予算の繰越をさせていただくものでございます。最後に、災害復旧費の関係でございますが、公共土木施設災害

復旧事業、町道猪山鬼後線災害復旧工事について、農業施設災害復旧事業、上田吹西平線、小々崎蟹股線について、昨年7月の豪雨災害などによる従事者不足により、予算の繰越を行い、対応させていただくものでございます。続きまして、資料6ページをお開きください。地方債の補正でございます。まず表の最上段、公共事業等債ですが、今年度新設となりました防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に振替を行うため、940万円の減としております。続きまして、それからちなみにその公共事業債につきましては充当率が90%、交付税措置率50%ですが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、充当率が100%、交付税措置率が50%であることから、1,030万円の増というふうになっております。次に辺地対策事業債ですが、当初は消防小型動力ポンプ積載車を乗用車で検討しておりましたが、地元との協議の結果、軽自動車で購入することになったため、事業費が縮減となりまして、起債額も330万円の減としております。次に過疎対策事業債ですが、生涯活躍のまち筒賀エリア拠点整備事業について、次年度以降に再整備することから、880万円の減としております。次に合併特例事業債ですが、修道小や戸河内中学校の解体工事と本庁舎耐震改修工事の着工時期の遅れにより、債務負担行為により来年度執行となる部分について、840万円の減とさせていただいております。最後に臨時財政対策債でございますけれども、国からの最終的な交付額決定により、1,169万2千円の減となっております。それでは第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、各事業課から詳細の説明をさせていただきますが、先立ちまして、総務課財政管財分の担当でございます。恐れ入ります、歳入の10ページ11ページをご覧くださいませ。利子割交付金そして配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、さらには自動車取得税交付金、そして12ページ、13ページにお示しをさせていただいております環境性能割交付金、これらの交付金の関係でございますが、県からの確定通知に基づき、それぞれ減額の補正を行っております。次に同じページの地方交付税でございます。基準財政需要額のうち社会福祉費の増加に伴いまして、6,713万2千円の増額を行っております。次に16ページ17ページでございます。財産収入としまして、17ページの1番の下段でございますけれども、財政調整基金の利子を82万7千円の増で見込んでおります。恐れ入ります次に18ページ19ページでございます。真ん中のところでございますけれども、財政調整基金の繰入金としまして、今回の補正で一般財源の減額分として1億3,525万6千円の減額とさせていただいております。そして次に20ページ21ページでございます。こちらにつきまして地方債の補正を計上しておりますけれども、先ほど申し上げたとおりの内容で、それぞれ減額していくものでございます。次に22ページ23ページでございます。総務管理費の財産管理費につきまして、最上段に書かせていただいておりますけれども、工事請負費につきまして、700万円ほど減額しております。これは旧修道小学校解体除却工事の入札による事業費減というものでございます。また次の段に財政調整基金管理事業の積立金でございますけれども、利子などを119万1千円の増で見込んでおります。恐れ入ります、それから34ページ35ページ、こちらにつきまして、公債費でございますけれども、臨時財政対策債の利率変更により元金と利子の組み換えが行われまして、実際にこのような補正をさせていただくことでございます。財政管財担当からは以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それではこれから担当課より説明をさせていただきます。まず財政管財担当以外の総務課分の予算についてご説明を申し上げます。ページがあちこち飛びます。大変申し訳ございませんが、もう一度22ページ23ページの方にお戻りください。総務費、電算管理費でございます。備品購入費といたしまして、減額予算でございます。1,988万7千円減額補正をさせていただくものです。こちらにつきましては、職員が個人個人で使用しておりますクライアントPCそれから基幹系の機器の更新を行うこととして今年度取り組んでまいりました。これの入札による執行残額を減額させていただくものでございます。またすみません、飛びまして申し訳ございません。32ページ33ページをお願いいたします。中段にあります消防費でございます。消防費の非常備消防費でございます。非常備消防につきましては、主に2点ございます。1点目、工事請負費そして公有財産購入費、減額といたしまして21万8千円と62万円とさせていただいております。こちらに関しましては、国県の方で行っていく事業としまして、弁財天、県道弁財天加計線がございますけれども、こちらの改良に伴い、防火水槽移転をしてですね対応していくという予算を組まさせていただきました。これに関しまして用地の関係がですね若干時間を要しているということで、今回一度すべて減額で補正をさせていただくものでございます。それから備品購入費、321万円の減額でございますが、これは歳入の方でご説明を申し上げましたとおり、小型のですね自動車に車種変更をしたということに伴う減額でございます。総務課は以上でございます。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、企画課から補正のお願いでございます。22、23 ページをご覧ください。23 ページの上段の総務費、諸費のバス路線運行事業でございます。こちらにつきましては、路線バスの補助金の額の確定によります減額でございます。広島電鉄への補助金の減額となっております。それからその下の段でございます。まち・ひと・しごと創生事業の減額でございます。こちらにつきましては、賃金は暮らし移住アドバイザーの賃金について勤務実績に伴う減額でございます。旅費は定住フェア、首都圏報告会等旅費の減額でございます。それから委託料につきましては、道の駅再整備基本計画の策定業務のスケジュールの見直し、それから三段峡太田川エコツアーリズム推進計画、こちらも策定作業のスケジュール変更のため減額をするものでございます。それから使用料につきましては、首都圏報告会使用料、会場の使用料、それから安芸太田フェアの会場使用料の減額となっております。それから 25 ページをご覧ください。一番上でございますが、負担金補助及び交付金 250 万ですが、こちらにつきましては介護人材確保育成支援事業の補助事業の実績に伴います減額となっております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

地域づくり課長。

○栗栖修司地域づくり課長

22 ページ 23 ページをご覧ください。地域支援事業でございますが、当初協力隊を 3 名を予定しておりましたが 2 名ということにとどまったことで報酬等々の減額となっております。また集落支援員も同様に 1 名を確保するというので予定をしておりましたが、1 名の確保できなかったということで、合わせて 573 万円の減額となります。またその下段の定住促進事業につきましては、定住に関わる各種補助金等がございます。その実績による減額ということで、今回 846 万 8 千円を減額させていただくものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

はい、住民生活課分の説明をさせていただきます。24 ページ 25 ページをご覧ください。中ほどの 3 款目、民生費の社会福祉総務管理事業、2,532 万 8 千円の減額でございます。こちらは後期高齢者にかかります医療費の負担金につきまして、広島県後期高齢者医療広域連合より減額の通知がございましたので、減額をさせていただくものでございます。続きまして次のページ、26 ページ 27 ページ。27 ページの一番上のところになります。ひとり親家庭等医療費負担給付事業でございます。こちらにつきましては、これまでの実績を踏まえまして、若干見込みを上回っておりますので今後不足が生じることが無いよう、増額をお願いをするものでございます。69 万円の増額でございます。同じページの一番下、病院事業会計補助金 7,230 万円の減額でございますが、恐れ入りますこちらにつきましては、歳入の方の 14 ページ 15 ページをご覧ください。14 款目の国庫支出金、国庫補助金、3 目の衛生費国庫補助金、7,230 万円の減額によるものでございます。まず省エネ投資促進支援等補助金、5,580 万円の減額でございますが、今年度安芸太田病院におきまして、空調給湯設備の改修工事を行っております。こちらの事業に係ります国庫補助金分として計上しておりましたが、こちらの補助金につきましては、病院事業会計の方で直接歳入をすることとしましたので、減額をさせていただいております。その下の災害時燃料備蓄推進事業費補助金、1,650 万円の減額でございますが、こちらにつきましては、安芸太田病院非常用発電整備事業を今年度予定しておりましたが、今年度の事業実施を取りやめましたので減額をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長

続きまして福祉課の方から予算の説明の方をさせていただきます。ページの方は歳出の 24 ページ 25 ページでございます。下段にあります障害者自立支援事業に対します委託料が 452 万 2 千円及び扶助費 843 万 7 千円の減額をお願いするものですが、これにつきましては本年度の給付実績見込み等によります扶助費、それから委託料の減額でございます。その下にあります償還金、利子及び割引料の 349 万 5 千円の増額分につきましては、昨年度の自立支援事業の給付実績に見込みます国県への償還分でございます。続きまして、26 ページ 27 ページの方をお開きいただきたいと思います。母子自立支援員設置

事業、30万円の扶助費の減額、そしてその下にございます生活困窮者自立支援給付事業費におきます扶助費21万9千円の減額につきましては、本年度の実績見込みによります、それぞれ扶助費の減でございます。福祉課からは以上でございます。

○矢立孝彦議長

健康づくり課長。

○栗栖浩司健康づくり課長

はい、失礼します。ページ26ページ27ページお願いします。衛生費、保健衛生費の予防費で委託料350万と償還金、利子及び割引料4万7千円の減額をさせていただきます。350万ですが各種予防接種の実績見込みにより350万の減となりました。下の母子保健事業ですが、償還金、利子及び割引料については平成30年度未熟児養育医療費等国庫負担金の確定により、返還金として4万7千円計上させていただきました。以上です。

○矢立孝彦議長

衛生対策室長。

○田中博敏衛生対策室長

はい、失礼します。衛生対策室より補正のご説明を申し上げます。恐れ入ります、12ページ13ページをお開きください。歳入よりご説明申し上げます。13款の使用料及び手数料の総務手数料でございます。し尿処理督促手数料1万円を計上するものでございます。その下の衛生手数料で一般廃棄物処理手数料、87万7千円を計上するものでございます。過年度分のごみ処理手数料69万5千円と過年度分のし尿汲み取り手数料18万2千円それぞれ計上するものでございます。恐れ入ります16ページ17ページをお開きください。15款県支出金、県補助金、衛生費県補助金でございます。地域廃棄物対策支援事業補助金258万5千円を減額するものでございます。災害廃棄物処理計画策定に伴います補助金で入札によります事業費の減額でございます。恐れ入ります28ページ29ページをお開きください。4款衛生費、清掃費の清掃総務費で清掃総務管理事業の委託料、297万円を減額するものでございます。こちらにつきましては、災害廃棄物の処理策定業務によります入札に伴います委託料の減額によるものでございます。衛生対策室からは以上でございます。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

はい、産業振興課分について説明させていただきます。議案書28ページ29ページ、森林経営管理事業1,737万円の減額と、議案書30、31ページの森林環境譲与税の基金管理事業の積立金として1,732万5千円を増額するものでございます。今年度森林環境譲与税を1,862万円を財源に森林の整備及びその促進に要する事業として町産材を活用した椅子、机を安芸太田病院に整備いたしました。今年度事業の調査執行する中で、事業執行に至らず未執行額を基金として積み立て、次年度以降の森林経営管理事業等の財源に充てるものとするものでございます。続きまして30、31ページの上段、町有林整備事業690万円を減額するものでございます。平成30年7月豪雨により被災しました林業専用道の工期延長により搬出間伐6ha、森林作業道開設1,500mの年度内での執行が困難となり、690万円を減額するものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、商工観光課からは、まず歳入でございますが13ページをお願いいたします。深入山グリーンシャワーの使用料としまして、9万7千円の増をお願いしております。同じく歳入21ページの雑入でございます。諸収入でございます。深入山グリーンシャワーの売店売上収入につきましては、自動販売機が減額となりましたが、お土産品、特産品等に増加をしております。総額で58万6千円の増となっております。4月から11月末までの直営に係る売店収入の生産増となっております。戻りまして15ページ、国のプレミアム商品券事業費補助金につきましては780万円の減となっております。同じく歳入21ページ、雑入のうち、プレミアム付商品券販売収入が3,120万円の減となっております。続きまして歳出でございます。31ページをお願いいたします。同じくプレミアム付商品券の発行事業につきましては、2月末までの販売実績に伴いまして3,900万円の減を見込んでおります。現在集計作業中でございますので、詳細な数字はございませんが、約3割、対象者となる方の約3割の方が購入をされている状況です。子育て中等についてはかなり利用されておりましたが、低所得者層につきましてはやはり2万円の

拋出が必要ということで、思うほど伸びなかったというような状況でございます。商工観光課は以上でございます。

○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、建設課から説明をさせていただきます。歳入の 18、19 ページをご覧ください。財産収入、公用車売払収入でございます。今年度除雪機ローラーを 1 台購入させていただきましたが、納車が冬季中途となったため、売却予定の機械をぎりぎりまで使用することが想定されたこと。それともう 1 点あります。今年度除雪業者が廃業され新しい除雪業者への使用機械として検討したこと。これらの想定外の事態に検討したことにより次年度の売却とさせていただきますことによる 226 万 8 千円の減額補正でございます。続きまして、歳入でございます。歳出でございます。失礼しました。歳出の 32、33 ページです。8 款土木費、河川改良事業でございます。こちらの工事請負費 70 万円の減額でございます。この理由といたしまして、工事請負費の確定に伴う減額補正でございます。続きまして、歳出の 34、35 ページでございます。11 款災害復旧費です。林道施設災害復旧事業、林業専用道上田吹西平線の法面災害復旧工事でございます。オーバーハングした箇所に不安定な岩塊が出現いたしました。こちらのため、法面復旧面積の増に伴う増額補正をお願いすることになります。562 万円でございます。よろしく申し上げます。

○矢立孝彦議長

教育委員会、学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

33 ページをお開きください。10 款教育費、1 項教育総務費の教育委員会事務局運営事業の備品購入費でございます。今年度、行政系と合わせまして教育系の方の学校職員の主に校長室、職員室で使います校務用パソコン等の危機の購入の入札残 600 万円でございます。続きまして 35 ページ上段をご覧ください。小学校管理事業におきまして賃金の方で 190 万円の減、これは特別支援教育支援さんを 5 名ほど予定しておりましたが、1 名なかなか見つからずの減でございます。需用費の 190 万の減につきましては、主に光熱水費で今年は暖冬でございまして電気代の方が若干予定よりも少なく済みましてことによる減でございます。次に中学校費の使用料及び賃借料ですが、マイナス 100 万ですが、これはスクールバス等がですね、週末それから学校行事などの開催回数などの減によりまして、減額とさせていただきます。以上です。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

はい、議案第 19 号、令和元年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。この度の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,279 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 5,845 万 7 千円と定めるものでございます。8 ページ 9 ページをご覧ください。療養給付事業 1,665 万 3 千円、高額療養費支給事業 614 万 2 千円それぞれ増額のお願いをするものでございます。一人当たり特に入院医療費でございますが、こちらの方が高い状況でございます。このような状況を踏まえまして、今後不足が生じることがないように、増額のお願いをするものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長

はい、それでは議案第 20 号、令和元年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,534 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 8,421 万 2 千円と定めるものでございます。12 ページ 13 ページの方をお開きください。1 点目にあります一般管理事業におきます委託料で 25 万 3 千円ほど増額のお願いをしておりますが、これにつきましては介護報酬等に係ります特定個人情報データ標準レイアウト版が改定となるため、介護保険システムの改修に係ります委託料の増額分でございます。続きまして介護給付費に関しますところでございますが、介護サービス等諸費におきます居宅介護サービス給付事業におきます 591 万 9 千円の減から失礼いたします 16 ページ 17 ページにございます特定入所者介護サービス等費におきます 473 万 6 千円までの、こちらにかかります介護給付費に係り

ます減額につきましては、今年度の給付実績の見込みによります、負担金及び審査手数料におきます役務費等の減をお願いするものでございます。1枚はぐっていただきまして、18 ページ、19 ページの方をお開きください。下段にあります介護予防・生活支援サービス事業におきまして、750 万ほど減額をお願いしております。これにつきましては委託料においては、町内で実施しております通所介護の予防事業に係りますプロポーザルによって確定しました費用の減を 240 万、それと下にあります負担金補助交付金で 500 万ほど減額をお願いしておりますものは介護予防事業におきます現行相当の通所介護及び訪問介護等におきます本年度の給付見込みにおきます減でございます。1枚はぐっていただきまして、20 ページ 21 ページになります、下に償還金で 52 万 1 千円の増額をお願いしとるものでございますが、これにつきましては、昨年度の地域支援事業におきます実績について再確定をいたしました結果、国県及び市町の方にさらに返還しなければいけない部分が確定されましたので、それにつきます償還金そして一般会計への繰出分の増額でございます。介護保険事業特別会計については以上でございます。続きまして、議案第 21 号、令和元年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をさせていただきます。今回の補正については、歳入歳出それぞれ 240 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,878 万 5 千円と定めるものでございます。こちらの方は 8 ページ 9 ページの方をご覧いただきたいと思いますが、予防事業におきます賃金の減が主なものでございます。勤務の実績によります今年度見込みによって減をするものでございます。福祉課からは以上でございます。

○矢立孝彦議長

建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第 22 号、令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算（第 2 号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,828 万 1 千円と改めるものでございます。今回の補正でございますが、歳出の 9 ページをご覧ください。簡易水道費、簡易水道総務費、総務管理事業の消費税に関わる公課費の増として 74 万 9 千円を計上させていただいております。また前年度決算額が確定したことによりまして前年度歳計剰余繰越金の 2 分の 1 を基金に積み立て、また一般会計繰入金を繰越金に振り替えるという内容でございます。歳入の 7 ページをご覧ください。歳入の他会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして、15 万 2 千円の減額をしてございます。前年度繰越金が確定したことによりまして繰入金を減額するものでございます。その下をご覧ください。繰越金が 14 万 6 千円、前年度決算の結果による金額を計上しております。続きまして、9 ページをご覧ください。歳出といたしまして、簡易水道費、簡易水道総務費、簡易水道事業基金管理事業、積立金といたしまして、7 万 5 千円を計上させていただいております。続きまして議案第 23 号、令和元年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 132 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,464 万 1 千円と定めるものでございます。今回の補正でございますが、歳出の 9 ページをご覧ください。下水道費、下水道総務費、総務管理事業の消費税に関わる公課費の増として 23 万円を計上させていただいております。また前年度決算額が確定したことによりまして、前年度歳計剰余繰越金の 2 分の 1 を基金に積み立て、また一般会計繰入金を繰越金に振り替えるという内容でございます。歳入の 7 ページをご覧ください。歳入の会計繰入金、一般会計繰入金、93 万 5 千円を減額してございます。前年度繰越金が確定したことにより繰入金を減額するものでございます。その下をご覧ください。繰越金が 232 万 9 千円、前年度決算の結果による金額を計上しているものでございます。続きまして 9 ページをご覧ください。歳出といたしまして、下水道費、下水道総務費、農業集落排水事業基金管理事業積立金といたしまして 116 万 4 千円を計上させていただいております。続きまして議案第 24 号、令和元年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ 294 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,616 万 5 千円と定めるものでございます。今回の補正でございますが、歳出の 9 ページをご覧ください。下水道費、下水道総務費、総務管理事業の消費税に関わる公課費の増として、18 万 5 千円を計上させていただいております。前年度決算額が確定したことによりまして、前年度歳計剰余繰越金の 2 分の 1 を基金に積み立て、また一般会計繰入金に振り替えるという内容でございます。歳入の 7 ページをご覧ください。歳入の他会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして、275 万 9 千円を減額してございます。前年度繰越金が確定したことにより、繰入金を減額するものでございます。その下をご覧ください。繰越金が 551 万 7 千円、前年度決算の結果による金額を計上しております。続きまして 9 ページをご覧

ください。歳出といたしまして、下水道費、下水道総務費、特定環境保全公共下水道事業基金管理事業、積立金といたしまして、275万8千円を計上させていただきます。建設課からは以上です。

○矢立孝彦議長

筒賀支所長。

○梅田幹二筒賀支所長

失礼いたします。筒賀財産区特別会計について説明させていただきます。議案第25号、令和元年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。筒賀財産区特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります筒賀財産区特別会計予算全体における元号の表記につきましては令和に統一します。歳入歳出予算でございますが、それぞれ885万9千円を追加し、総額を2,622万7千円と定めます。歳入予算につきまして、6ページ7ページをご覧ください。事業収入の生産物売払収入は市間山と栃山で23ha、2,070㎡の搬出間伐を実施した結果、732万8千円増額し、2,182万9千円になります。財産運用収入の利子及び配当金は平成30年度実施された広島県造林地鷹ノ巣山事業地の利用間伐事業生産に伴う分集配当金といたしまして、94万円を増額し、111万円になるものでございます。基金繰入金は72万6千円を減額し、185万9千円になります。繰越金は前年度歳計剰余金繰越金といたしまして、131万7千円を増額し、131万8千円となるものでございます。続きまして歳出ですが、8ページ9ページをお願いします。基金積立金は財産区管理基金管理事業、積立金といたしまして、885万9千円を増額いたしまして、962万9千円とさせていただきますものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

これで説明を終わります。しばらく休憩します。

休憩	午前11時10分
再開	午前11時20分

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第10号、山県郡西部新町建設計画の変更についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第10号、山県郡西部新町建設計画の変更についてを起立により採決します。議案第10号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第10号、山県郡西部新町建設計画の変更については原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第11号、安芸太田町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、大江議員。

○大江厚子議員

これについては、故意または悪意がない場合ということで免責が変わってくるというふうにあったんですが、例えば安芸太田町で、こういう損害賠償の責任を求めたような事例というか、あったんでしょうか。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

ちょっと記憶が定かでないんですが、旧加計町時代か、安芸太田町になってから、損害賠償というのは2件、町長が受けたことが過去にあったというふうに記憶はしておりますが、それがはっきり安芸太田町でない可能性がたぶん高いと思います。以上です。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

別にそれがどうこうではないんですが、だから具体的に損害賠償、支払ったことがあるっていう、じゃないんですね。そういう請求をされただけ。わかりました。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 11 号、安芸太田町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを起立により採決します。議案第 11 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 11 号、安芸太田町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第 4、議案第 12 号、安芸太田町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4 番、富永議員。

○富永豊議員

ちょっと 1 点だけ。これは施行となる日にちは、これ議案になってからでしょうけど、計画的な予測としていつからを考えておられたんですか。今年度内、条例の。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

この条例につきましては、公布の日からになりますので年度内からの適用となります。以上でございます。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。11 番、中本議員。

○中本正廣議員

先ほどの説明の中でこの交付税は森林に関するような説明があったような気がするんですが、これ間違いないですか。これしか使えないというか、なんか条件があるんですかね。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

はい、この譲与税につきましてですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律にこの譲与額についての使途が明記されております。これにつきましては、市町はこの譲与額については森林の整備に関する施策また森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用ということで明記されております。その部分について、この譲与額について使途が可能となっておりますのでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 12 号、安芸太田町森林環境譲与税基金条例の制定についてを起立により採決します。議案第 12 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 12 号、安芸太田町森林環境譲与税基金条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第 5、議案第 13 号、安芸太田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1 番、大江議員。

○大江厚子議員

会計年度任用職員については、1 年契約とか色々身分が不安定の中で、こういうふうにサービスの宣誓ということがあるというのは、働く人にとっては大変なことだなというふうに思うんですが、説明の中で、こちらの説明の中で、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるというふうに

書いてありますが、それぞれの職員にふさわしい方法というのが具体的にどういうことなのかということと、それからこちらの条例の一部改正の中で、2のところ、2条の2のところ、最後の方に3条中、任命権者が定めるを任命権者が定めることができるというふうに改めるとありますが、その定めることができるっていう少しく裁量というかちょっと曖昧なところが出てくるのかなというふうにも思うんですが、そのできるというふうに変ったところはということなんでしょうか。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは1番議員さんからご質問頂戴いたしました案件についてお答えします。これは最初と2番目にご質問いただきましたお話が一緒のことになるんですけども、会計年度任用職員におきましては職員、正職ですね、正職の方はこのサービスの宣誓を町長の前で行うというふうな形にしております。会計年度任用職員におきましては、様々な職場がございます。例えば学校給食の現場であったりとか、学校の中で勤務される方、運転手の方、様々な場所で勤務をされることとなりますけれども、これが要はそれぞれの場所でそれぞれの管理職の下で宣誓をしていただくと、簡単に言いますとこういう形でできるようにという規定を変えたものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

だから任命権者というのは町長ですが、その関係年度任用職員については、それぞれの課長なり責任者の前でということの含みを持ってできる、ここがそういう表現になったということなんですね。はい。それとそのまま私正職員の方のサービスの宣誓についても勉強不足で中身はわかってないんですが、具体的にどういう、秘密保持とか、そういうことについてになると思うんですが、具体的にはどういうことになるんでしょうか。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、具体的なサービスの宣誓と申しますのが、地方公務員法に基づく宣誓ということになります。ですから町長の前で、本来であれば、地方公務員としてふさわしいということで、自ら宣誓をするといった内容でございます。それを宣誓し、署名をするといったものが、このサービスの宣誓というふうになっております。読み上げ文に関しましては、すみません私もちょっと手持ちにないので大変申し訳ございません。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第13号、安芸太田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第13号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。従って議案第13号、安芸太田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第6議案第15号、安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

この企業誘致条例の一部を改正するようになった、そういったことになりうるような事例があったのかどうかということをお聞かせいただきたい。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、説明の中でも申し上げましたが、資産に関しては翌年度課税される固定資産税が全部払われたのちに補助金として奨励金を出すという制度なんです、雇用に関しては1年ずれるということがございます。そういったことで2年後に改めてということなんです、その際に新採で若干途中でいろんな事情で辞められるというようなケースがなかったわけではございませんが、通して1年間ということがありましたので、補助の奨励金が交付するのが年度がずれていたというような実態がございました。ですから新規雇用についても4月雇用であれば翌年度の4月に固定とかも成立しますので、払われたのちに、この雇用に関するものも成立するために同一年度で同様に補助しようと、スタートの時期を一緒にそろえるという内容でございます。以上です。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

ちょっと全員協で聞いたときにね、新規雇用の人が、ダブル、その交付に対してダブっていくような形っていうのをちょっと耳にしたものですから、要するにその条件が当てはまるようなものがダブったような形のっていうふうにちょっと聞いたもので、そういったことが事例としてあったのかどうかっていうことなんで。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

全員協議会で申し上げたのは、この改正条例の中で中段にあるんですが、ただし交付については1年度限りとするという文言があります。これが改正前にこの文言が無くて、ある年度で新規雇用されて1年を経過したのちに雇用奨励金を払ったんですが、今の読み方では、次の年度にまた新規雇用されたら、新たに雇用奨励金を出すことができると読めるので、こういうふうに変更をするものでございます。それに対して今まで新規雇用奨励金を出している企業について現実にはこういった事態を負ったことはございません、今のところ。事前にその二重交付を防ぐという意味で条例改正するものでございます。商工観光課長が言うのは、今まで1年間ハードルが高いので、少し他市町の例を参考にしながら改正をしたということでございます。

○矢立孝彦議長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第15号、安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第15号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第15号、安芸太田町企業誘致促進条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第16号、安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

これ1点だけ、色々な資格とかがあってあるんですけどね、年齢の、雇用するときに年齢制限ってあるんですかね。支援員としての年齢制限です。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

はい、年齢制限ということですが、この条例に伴っての年齢制限というのはいりません。当然、会計年度任用職員を雇用するにあたって、必要であればそれをまた考えるということですが、基本的にはこの条例ではないということですが、以上でございます。

○矢立孝彦議長

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 16 号、安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 16 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 16 号、安芸太田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 8、議案第 17 号、安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 17 号、安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 17 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 17 号、安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 9、議案第 18 号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。7 番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

それじゃあ、ちょっと 2、3 点お聞きをいたします。まず、5 ページの繰越明許費でですね、これの中の商工費、がんばるビジネス応援事業補助金 400 万、このこと自体まあ先ほどちょっと説明があったんですが、これちょっと繰越、クエスチョンなんですが、ちょっとお聞きしたいのはですね、この 400 万、おそらく 200 万の 2 件だろうと思うんですが、件数、この交付を決定された月、それと現在の状況、交付決定された対象者の方の状況及びその事業を開始見込みのことがわかれば、教えてください。それが 1 点。2 点目はですね、これは先ほどおそらく説明あったと思うんですが、19 ページ、21 ページのですね、土地売払収入と物件移転費、これ昨年 9 月にですね定例で補正された減額がそのまま減額補正、計上された額がされておるといことで 24 万 4 千円、38 万 5 千円、これさっきの説明あった土居の土地のことで。それじゃあこれは確認でよろしいです。もう 1 点、これは 31 ページの農林水産費の町有林整備事業、これ 690 万ほど減額されとるんですが、先ほどの説明、昨年の豪雨等でできなかったというような説明だったと思うんですが、この間伐 6 ha、及び作業道の 1,500、これについては次年度 2 年度で実施されるのかどうか。これをお願いします。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、まず最初にご質問のありました繰越明許費の内、がんばるビジネス 400 万円に関する説明をさせていただきます。がんばるビジネス当件に関しましては、2 件を想定しております。まず最初の 1 件の案件でございますが、本人の事由によらないいわゆる補助金以外は融資を受ける想定で事業を開始すると、事業継承も含めてなんですが、その際に融資決定をされる融資機関が審査等に所要の日数を現在要しているということでございます。この事業自体については、まだ申請は出ておりますが、そういった案件が確定していないため、交付決定には至っておりません。それがまず 1 件目でございます。それから 2 件目につきましては、現在コロナウィルス等の影響もあるんですけれども、施工者の求める部品が調達が遅れる可能性があるというような事象を聞いております。このためあくまで繰越明許をお願いする立場でありますから、3 月末までに完了しない恐れがあるということも含めまして、2 件をお願いしているものでございます。なお年度内に完了すれば、それは 6 月の時になかったことにはなりません。以上でございます。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

はい、町有林の整備事業に係ります 690 万円の減ということで、次年度においての質問がありました。平成 30 年 7 月にですね、上田吹西平線、こちらの災害によってですね、今年度工期延長になりました。来年度においては、この上田吹西平線が 6 月末で完成するという形になります。それ以降で間伐 6 ha また森林作業道の開設 1,500m、この部分については次年度において予算を確保しとるところでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

町有林等のはわかったんですが、ちょっと今のがんばるビジネスの分です、融資の件でちょっと遅れとるといようなことについては、どうなんですかね。これ繰越で見なきゃいけないのかどうか。それは 3 月末をもってできる、融資を。その状況はどうなんですか。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

詳細な状況になるので詳しくは述べられませんけど、融資先の方がいわゆる本人が継承、前経営者から継承するにあたっての資産の状況、評価額相当をもって融資額としてるんですが、融資機関がその評価に対して若干高値ではないかというような意味でそれが遅れているというものでございます。町としてはできるだけ 3 月末に終わっていただきたいというお話はしておりますので、あとはこの決定機関等にゆだねる部分がございますので、安全パイといいますか、そういった意味も含めての繰越のお願いという意味でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。8 番、角田議員。

○角田伸一議員

はい、私も農林水産業費の林業費の中でちょっと聞いてみたいと思います。森林経営管理事業、ページは 29 から 31 になります。事業の大半が基金として積み立てられるということでございます。先ほどの説明では今年度事業執行には至らなかったということでございますが、その至らなかった理由、最大の理由はなんであるかということと、もう 1 点、事業執行した中で、備品の購入というのがありました。どういうものをそろえられたのか、以上についてお答えをお願いします。

○矢立孝彦議長

産業振興課長。

○瀬川善博産業振興課長

はい、森林経営管理事業に係ります事業執行に至らなかったという理由につきましてですが、この森林経営管理事業は、昨年度に施行されまして、森林整備とかその木材利用、人材育成を進める中、この初めての事業としてですね、色々なところでその事業にあたっての使途でありますとか、またその意向調査とか色々進める中で、時間を費やしました。その中で今年度は来年度に向けてですね、どのようにこの事業を効率的にまた活用するかというところで検討を費やしたもので事業に至らない方という形になっているところでございます。それとこの備品購入につきましてですが、安芸太田病院の方へ椅子 16 脚、そして机を 6 台、そういった形の分で木材利用としての促進を図るということで、安芸太田病院の方へ備品を設置したものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。5 番、末田議員。

○末田健治議員

1 点だけなんです、31 ページのプレミアム商品券の発行事業で 3 割の方しか購入されてなかったということは、これは制度的に課題があったのかということに思うんですけど、内容についてもう少し詳しく説明してください。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、国のプレミアム商品券につきましては、ご承知のとおり、低所得者層と言いますか、詳しくは非課税者が対象となります。もう一方で3歳未満のお子様を養育されていらっしゃる保護者の世帯主が購入対象者としております。町としましては税務調査等も含めまして調査し、10月から各対象者の方に申請書という方式で送致をしました。一方3歳未満の世帯主に対しましては、審査等が不要という国の通達もあり、直接引き換え券を郵送しております。そういったことから先ほども申し上げましたが、3歳未満の方に関しては、即換える状態で通達が来ているので、早めに購入をされた経緯もございます。一方で低所得者におかれましては、先ほども申しましたが、最高で2万円を拠出し、購入しなくてはならないというネックがまず第一でございました。事務的なことにつきましても、非課税であるということは本来、税務の方と、町税務でもわかる部分が大半なのでございますが、町外にその方の保護者が、失礼しました、お子様がいらっしゃって、その扶養になっているケースもあることから審査に時間を要したケースもございます。そういった手続きも含めまして、なかなか申請に至らなかった、あるいは申請に至っても満額購入されなかった事例もあるように聞いております。そういったことも含めまして今後制度については、消費喚起という消費税の負担増ということが本意ではございましたが、なかなかそういった所得層の方には受け入れがたかったというのが、商工としての受け止めと考えています。以上でございます。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

はい、内容についてはわかりました。私が思いますのに制度的に問題があったのかなというふうに思いますが、このことに関してはいわゆるその行政庁に対する報告、そういったものはどのようになっていますか。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、歳入で一応事務手続き等にかかる、販売手数料も町としては直営でやっていたことがあったので、それは関わってないですが、システムにかかった経費等々も含めて実績報告が年度末に求められております。その際にこういった案件等の事象等も踏まえて、添え書きも含めて、報告をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

しばらく休憩します。午後1時30分から再開します。

休憩	午前11時56分
再開	午後1時30分

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。議案第18号について質疑を続けてください。1番、大江議員。

○大江厚子議員

3つほど質問します。15ページの中段、節の2、環境衛生費補助金の省エネ投資促進支援等補助金とその次の災害時燃料備蓄云々の2つの補助金の減額について、ちょっと私聞き逃したかもしれませんが、申し訳ありませんがもう1回説明をお願いします。それから23ページ、地域支援事業の中で、協力隊員と地域支援員が1名ずつ募集したのにも関わらず応募がなかったということだったんですが、まず協力隊員については、町のどういう課題に対しての協力隊員の募集だったのかということと、200万円ですから、これは1名分、ちょっとよくわからないんですが、あの辺もちょっとお願いします。それとその下のまち・ひと・しごと創生事業の中の委託料のちょっと説明してもらったんですが、よくわからなかったの、ちょっとそこをもう少し詳しくお願いします。

○矢立孝彦議長

病院事務長。

○菅田裕二病院事務長

14ページ、15ページの環境衛生費補助金につきましては、安芸太田病院の方が補助金を受けて、工事の方を執行しますので、病院の方から説明をさせていただきます。この、ここにあります省エネ投資促

進支援等補助金 5,580 万円ですけど、経済産業省の補助事業でした。申請にあたってですね、補助対象であるとか補助率、補助金額が低いということもありまして、環境省の補助金を模索する中で、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金という CO2 削減に係る補助金を得ることができました。補助率は3分の2ですし直接病院が受けることも可能でありましたので、補助申請を変えまして、病院が直接受けることとしてます。補助金額は 6,962 万 3 千円の補助金を得ることができております。災害時燃料備蓄推進事業費補助金 1,650 万円です。これも経済産業省の補助金です。安芸太田病院として非常用発電機の老朽化に伴う取り換え、回収の方を予定をしておりました。経済産業省の方は直接交付じゃなくて、団体の方へですね委託して補助金交付事務を行うということになっておりましたが、その補助を受ける団体におきまして、不適切事案が生じ、公募が中止になったこともあって、申請することができませんでしたので、今年度は事業を取りやめ、新年度に事業を行うということで整理をしております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

地域づくり課長。

○栗栖修司地域づくり課長

地域支援事業に関してのご質問でございましたが、23 ページの地域支援事業の中で、報酬そして旅費等でございますが、2 名の協力隊を想定して予算化をしておりましたが、そのうち 1 名しか応募がなかったということで、1 名分が減ったのと、そして集落支援員を 1 名増やすということで、想定しておりましたが、それも応募がなかったということで 2 名分がこちらの支援事業の中の減額分でございます。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、23 ページのまち・ひと・しごと創生事業の委託料の内訳でございますが、4 つ事業がございます。まず 1 番目に道の駅再生整備の基本計画の策定業務委託でございます。こちらが 1,650 万円。2 番目が三段峡太田川エコツーリズム推進計画、これの業務委託が 165 万円。3 目でございます。筒賀拠点整備基本計画及び実施計画業務委託、880 万円。それから 4 目は三段峡環境保全調査業務、55 万円でございます。一番最後の三段峡環境保全業務につきましては企業版ふるさと納税の対応事業として考えておりましたが、企業版ふるさと納税の方が募集できなかった、募金がなかったということで業務の実施を見送っておるところです。その初めの 3 つの事業につきましては、関係機関それから各事業者等との調整に時間がかかっておりました業務の発注に至らなかったということでございまして、令和 2 年度の道の駅と三段峡に関しては令和 2 年度の当初予算で再び計上させていただいているという状況でございます。筒賀拠点につきましては、一般質問にもありましたように地元との協議を進めましてタイミングを見ながら予算化をまたお願いしたいと考えておるところです。以上です。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

協力隊員に関しては、町のどのような課題をもって応募されてるのかというのをもう一度すみません。それと 2 名分で、ちょっと内容があれなんですけど、2 名分で報酬は 200 万ということなんです。それと今のまち・ひと・しごと創生事業ですが、だから繰越ではなくて、改めて予算を計上することなんです。あ、はい、わかりました。

○矢立孝彦議長

地域づくり課長。

○栗栖修司地域づくり課長

23 ページの地域支援事業でございますが、協力隊 1 名と、集落支援員 1 名ということでしております。これは 12 分の 12 ですとフルになりますけど、中間でしたのでその関係で金額が小さくなっております。それで内容につきましては、地域の観光事業そういうアクティビティと言いますか、そういう部分で募集をしておりましたが、応募がなかったというのが現状でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

では改めて新年度でまた募集を続けるということですが、はい、わかりました。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

3点かな。1点目は23ページの電算管理事業で1,900万の減、これは入札の関係というふうにちょっと聞いてるんですけど、その内容と、どうして減額になったかということと、そのものですね。それをちょっと説明ください。それと25ページのマイナンバーカードで29万9千円の国庫支出金なんですけど、この事業内容ちょっとお知らせいただきたいということ。それと27ページの民生費なんですけど、生活困窮者自立支援給付事業扶助費で21万9千円の減なんですけど、当初39万1千円っていうことは、これのですね給付内容、減額になった理由、そういったことをちょっとお願いしたいです。それと上の母子自立支援設置事業のこともについても同じようなことでお願いいたします。教育費については600万円の減額のパソコンっていうのは何台分に該当したのかっていうことと、次の小学校の管理事業で35ページですよ。支援員の5名を1名に減額したということなんで、これ人手不足によるものなのか、支援員っていうのは資格的にはどうなのかということと年齢的な条件があるのかどうなのか、男女別にあるのかどうなのか、そこらちょっとお話しいただきたいです。以上です。

○矢立孝彦議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは始めに電算管理事業23ページの予算減額についての詳細を説明させていただきます。こちらにつきましては、備品の購入ということで議会の議決を受けた際にもご説明をさせていただいたところだというふうには覚えております。元の金額がですね、8,800万強の予算であったと思います。主にやはりパソコンの端末、こちらの金額が下がったということで契約は成立いたしました大きな金額となりましたけれども、こちらが1,697万1千円の減額、それと基幹系の機器ということでサーバー類のものとかがあるんですけど、こちらが約290万程度の減額ということでなっております。合わせて1,988万7千円の減額となっております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

はい、マイナンバーカードの関連事業の委託料の増額についてでございます。マイナンバーカード交付事務につきましては、地方公共団体情報システム機構というところに発行事務の方を委託しております。この委託料につきまして、今年度昨年に比べまして交付件数が伸びておりまして、これを国の方から通知を受けまして、この通知に基づいた額を増額ということで計上をさせていただいております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長

27ページにあります母子自立支援員の設置事業におきます30万扶助費の減額でございますが、こちらにつきましては、母子家庭の親御さん、就労経験が乏しいことから、その生活をさせるために、その就労のための専門学校等に行かれた時のその費用についての訓練費、または就学に係るその経費等について補助していくものですが、今年度につきましては結局該当者がありませんでしたので、当初の額そのまま減額という形をさせていただくこととなりました。その下にございます生活困窮者自立支援事業、生活支援の自立支援給付事業、21万9千円、これも扶助費でございます。こちらにつきましては、住居を失った生活困窮の方等において、最大3か月まで住宅費の補助が可能ということになるんですけども、これについても本年度におきましては該当がないということで扶助費そのままを減額をしております。その他支出予定の経費については、需用費でありますとか通信費等に係る部分でございます。あくまでもこの困窮に関する扶助費につきましては、離職等によって経済的に困窮しとかは1つの理由となっております。現在においては該当がないものとして減額をお願いするものでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

学校教育課長。

○児玉裕子学校教育課長

ご質問のありました33ページの備品購入費600万の減でございます。もともとこれも2,100万程度の確か予算だったと思います。台数がはっきりしたことがあれですが、だいたい教職員とそれから校長先生方で100台前後であったろうと思います。デスクトップのパソコンと、それから校長先生、養護教

諭にはノートパソコン型のパソコンを整備したところでございます。それから 35 ページの小学校管理事業の賃金の部分の特別支援教育支援員さんでございまして、これについてはなかなか人材の確保が難しかったということと、それから資格は特に問うておりません。それから男女についても、これも問うていないところでございます。以上です。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

27 ページの生活困窮者自立支援給付事業のことでちょっと、これは離職者を対象にということなんですけど、これの実態、実情把握というのが、実態把握というのが、行政でつかんでいるのか。あるいはその対象者の申請によるものがそうなのかっていうこと。それが母子自立支援についてもそうだと思うんですけど、どういった申請的なものの流れになっていくのか。そこらをちょっとお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長

はい、母子自立支援員の扶助費に関しましては、福祉事務所に母子自立支援員が在籍しております。そちらの方へ相談等があった時に、こちらから訪問させていただいて、状況等を確認し、そういうふうな就労のための専門学校等に行きたいということがあればですね、その申請の意思があれば状況を再度確認をして、その就労のための給付等を行っていくという流れにはなります。生活困窮者の自立支援給付事業に関しましては、現在社会福祉協議会の方に、業務内容等の委託をさせていただいております。住民からの相談があった時には、まずもって社協の方に連絡が入り、そこから福祉事務所の担当者も加わって、状況等確認して、そういうふうな住宅等の家賃等必要であれば支出をしていくという流れになります。以上です。

○矢立孝彦議長

富永議員。

○富永豊議員

えーと、すみませんねしつこくて。要するにこれのね、PR っていうのか、それは母子に対してでも、離職者等に対してのね、これの実態把握というのをどういうふうな形のものでやっておられるかということをお聞かせいただきたいんですよ。

○矢立孝彦議長

福祉課長。

○伊賀真一福祉課長

はい、実態把握等、こちらの方から直接的また積極的にこういうのがありますのでご相談くださいという流れはほとんどまだできていないところです。当事者の方からご相談があったり、また周りの方からのご相談をいただいて初めて今は動いているような状態です。以上です。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。9 番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

えーとですね、先ほどから 23 ページ再々出てくるんですが、普通財産等管理事業、一番上段にあるんですが、これ確か先ほどの説明では修道小学校の解体ということでしたよね。これ以前にも何回かたぶん聞いたことはあると思うんですが、理由をね。これもういっぺん、どうしてできなかったのかという理由をお願いしたい。（「入札残」の声あり）入札残かね、これ。わかりました。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。10 番、吉見茂議員。

○吉見茂議員

はい、ページでいうと 5 ページ繰越明許のところなんです。皆さんの方も関心の高い、いこいの村の件です。これまでも何回かお聞きはしておりますが、今回繰越で 8,300 万程度の改修事業が繰越になっておりますけれども、これ多分当初予算ののって 1 年経ってるわけですが、そんなにその緊急性がない事業なんかとも思ったりもするんですけども、前聞かせてもらったときにはトイレの半分くらいが使えないであるとか、僕の感覚では緊急性があるんで、すぐにでも直してのかなと思ってましたが、丸 1 年されずに今その運営上、影響があるのかなのか、そこらをちょっと聞かせてもらいたいことが

1つあります。それとこの8,300万も本来であれば指定管理じゃなくてその売却を視野に入れて取り組みをされてきて、途中で保留というような形で工事を中断されとったというふうに思います。もし売却されれば、この金額も含めた金額で売るとか、色々経費の節約も考えられたと思うんですが、今となってみれば売却できず、12月の末に指定管理をし、来年度からまた新しい業者さんが指定管理700いくらかで取られましたけれども、されていくということなんですけれども、もともとその売りたいなという気持ちは多分町長の方もあったと思うんですけれども、なぜその売ることに至らなかったか、その売却を断念されたかについてちょっと詳しく当然売ることになると、鑑定評価をされたと思います。それで建物がいくらで土地についてはいくら、総資産的にその評価があって、その分は高すぎるからちょっと安くして売ろうとか、そういうような取り組みも内部でされたと思いますけれども、そこらの言える範囲でかまいませんが、なぜ断念されたかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

はい、繰越明許費にかかるいこいの村のご質問でございます。この8,300万くらいに関しましては、当初ではなく補正だったと思いますが、臨時で調査をさせていただきたいというのが4月にあって、それからの積算後の補正だったと記憶しております。それから売却に関して断念というようにご質問ご指摘ではあったわけですが、当課としましては断念をしておるわけではございません。ただ色んな協議、それから提案等も色々いただく指定管理に関しての提案をいただく中で話してまいったのが、やはり改修内容についてもその時も説明させていただきましたが、具体的に指定管理を受ける者、あるいは買う意思を持ってらっしゃる者の内容を確認しながら施行すべきというような答弁を以前もさせていただいたところでございます。ここは言い訳部分になるかもしれませんが、指定管理者を探すこと、それから売却の決定に関しましても4月から継続的にここを閉鎖せずに受けていただくことを前提に考える中では、売却までの確定には至らなかったというのが正直なところでございます。指定管理1年ということで先日議決をいただきましたけれども、その時も売却に関しては鋭意検討を詰めながらという答弁もさせていただいているところでございます。決して断念をしているわけではなく、でございます。またこの内容につきましては、その後指定管理者の営業権の引継ぎ等々の事務手続きを現在着手しており、4月1日を円滑に迎えるための作業をしております。そういったことが先行しているため、詳細な施設改修内容については今からまた詰めて施行をしていきたいと考えているところでございます。その手法についても現在検討中という意味でございます。以上です。

○矢立孝彦議長

吉見議員。

○吉見茂議員

ちょっと鑑定評価の金額はちょっと聞かれませんでしたけれども、結構高い金額になろうかと思えます。多分それじゃ売れないんで、巷の話では、例えばゼロであるとか、タダでも受け取ってもらいたいとかいう、それぐらいの意思を持って売却の取り組みを進めておられるのか、売れんかったらずっと7,800万出して、この先もずっと指定管理をしていこうというふうに考えられているのか。これちょっと町長さんの、もしあれば。

○矢立孝彦議長

小坂町長。

○小坂眞治町長

はい、本年度いこいの村が安芸太田町の観光振興に必要な施設であるので、どのような形で運営していくことが一番望ましいのかということの検討を重ねた年でございましたが、先ほど課長が申しますように、売るという判断が最終的には出ておりません。であるが必要であるという意味合いでまた1年の指定管理の議決を先日お願いしたところでございます。引き続いて、今年度の課題であるところのですね、これからの運営の方策について、相手も2、3絞られておるところでございますので、そういったふうな方々の今後の運営のあり方等々ですね、意見を聞きながら、また我々もどういった価格設定でこのものが将来企業と企業活動の中で、継続できるのかというのがまた大きなポイントでございますので、また時間をいただき検討を重ねてまいることと今しております。

○矢立孝彦議長

商工観光課長。

○片山豊和商工観光課長

詳細な金額までは手元がないのであれですが、1億円を超えていたと思います。鑑定評価に関しましては、建物ですね、土地は入っておりません。それと検討の中でもありましたんですが、旧戸河内町が財団から受けたときのことに入りますけれども、その当時もう鑑定評価され県の方が示された価格の設定額についてはやはり解体とかも想定したものを減算として評価しているという史実が残っております。こういったことも含めまして1億で買ってくださいと相手方に話をしているわけではなく、それだから買わないという結論に至っているわけではないことを添えさせていただきます。以上です。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

まだ仮定での話でございますので、また議会の議決をいただくときがまいりましたら、詳細な説明をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第18号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算(第7号)を起立により採決します。議案第18号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第18号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第19号

○矢立孝彦議長

日程第10、議案第19号、令和元年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第19号、令和元年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を起立により採決します。議案第19号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第19号、令和元年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決しました。

日程第11. 議案第20号

○矢立孝彦議長

日程第11、議案第20号、令和元年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 20 号、令和元年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 20 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 20 号、令和元年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 12. 議案第 21 号

○矢立孝彦議長

日程第 12、議案第 21 号、令和元年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 21 号、令和元年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を起立により採決します。議案第 21 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 21 号、令和元年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 13. 議案第 22 号

○矢立孝彦議長

日程第 13、議案第 22 号、令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 22 号、令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を起立により採決します。議案第 22 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 22 号、令和元年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 14. 議案第 23 号

○矢立孝彦議長

日程第 14、議案第 23 号、令和元年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 23 号、令和元年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 23 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 23 号、令和元年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 15. 議案第 24 号

○矢立孝彦議長

日程第 15、議案第 24 号、令和元年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 24 号、令和元年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 24 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 24 号、令和元年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決しました。

日程第 16. 議案第 25 号

○矢立孝彦議長

日程第 16、議案第 25 号、令和元年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。7 番、佐々木道則議員。

○佐々木道則議員

すみません、1 点だけ。えーとですね、いわゆる 7 ページの売払収入 732 万 8 千円についてですが、これは当初予算外じゃろうと思うんですが、これは入ったことはええんですが、要はこれに反する事業費、事業費の方の補正がないんで、同じ事業費内でやられて、これだけの 732 万 8 千円の増になったのかどうかちょっと教えてください。

○矢立孝彦議長

筒賀支所長。

○梅田幹二筒賀支所長

ただいまご質問いただきました件につきましては予備費を充当させていただきまして、委託料の方を増額し支払いをする契約を結んでおります。金額は増加で 53 万 3 千円で、歳入でございまして総額で 2,182 万 9 千円の歳入でございまして。質問の内容について理解しておりませんで失礼いたしました。この金額につきましては差額の金額を示しております。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これから議案第 25 号、令和元年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 25 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 25 号、令和元年度安芸太田町筒賀財産区特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決しました。

日程第 17. 追加議案第 36 号

○矢立孝彦議長

日程第 17、追加議案第 36 号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

追加をお願いいたしました議案第 36 号令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明を申し上げます。この度の補正は歳入歳出それぞれ 243 万 4 千円の増額を定めるものでございます。その内容は総務費が加計高等学校の学生寮の生徒が増加する見込みで備品購入費の増でございます。また民生費と教育費が新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するため、小中学校の一斉休校に対応する放課後児童クラブと放課後こども教室の賃金の増でございます。またそれに充当するそれぞれの付属品も計上をしているところでございます。詳細につきましては担当課長より追加の説明を行います。

○矢立孝彦議長

総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

それでは議案第 36 号令和元年度安芸太田町一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明申し上げます。まず第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、こちらは歳入歳出それぞれ 243 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81 億 5,040 万 7 千円と定めるものでございます。1 枚めくっていただきまして、今回の補正に対する歳入でございますが、国庫支出金として 17 万 3 千円のほか、県からの補助金による県支出金 49 万 7 千円、基金から、財政調整基金でございますけど、こちらからの繰入金として 176 万 4 千円をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。おそれいります。1 枚めくっていただきまして、2 ページの歳出でございます。上から総務費 54 万 5 千円、民生費 20 万 4 千円、そして教育費 168 万 5 千円をそれぞれ補正するものでございます。続きまして第 1 条の歳入歳出予算の補正につきまして関係事業課から詳細をご説明を申し上げます。まず総務課財産管財担当の部分でございます。予算事項別明細書の 6 ページ、7 ページをお開きください。歳入補正の関係で資料の下段でございますが、基金繰入金としまして、先ほど申し上げましたとおり財政調整基金から必要な一般財源部分について 176 万 4 千円を計上しております。総務課管財担当からについての補正にかかる説明については以上でございます。

○矢立孝彦議長

企画課長。

○二見重幸企画課長

議案書ページの 8、9 ページをお開きください。歳出、総務費、企画費の一番上でございます。企画政策費、加計高校を育てる会支援事業の備品購入費 54 万 5 千円を計上させていただいております。こちらにつきましては川・森・文化・交流センターで運営しております加計高校の寮ですが、新年度の志願者の状況のおおかたの見込みがつかまりましたので、新たに入所する寮生が使用する学習机、椅子、ロッカー等の備品が不足することから、この備品を調達する費用を増額させていただく予算でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

ページの 8 ページ、9 ページをお開きください。歳出で新型コロナウイルス感染症対策に伴います学校の臨時休校に伴い、放課後児童クラブを 3 月 2 日より 1 日開所することに伴う人件費でございます。民生費、児童福祉費、児童センター運営事業の賃金 20 万 4 千円でございます。またこの財源といたしまして、7 ページでございます、一番上段でございます国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金につきまして 17 万 3 千円を充当するものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

生涯学習課長。

○上田隆生涯学習課長

今児童育成課長が申しましたように、今回の追加補正に関しましてはコロナウイルスの関係で各小中学校、休校に伴って、放課後こども教室の運営を通常の夏休み等の長期休暇に伴った時間帯で開校することになった人件費の補正でございます。約 3 月分、21 日間トータルで 168 万 5 千円の増額をお願いす

るものでございます。その財源につきましてはページが 7 ページのほうで国の基準に伴った単価等を計算しましてトータルで 49 万 7 千円の補助金の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑をおこないます。質疑はありませんか。1 番、大江議員。

○大江厚子議員

直接この補正予算に関してではないんですけど、このコロナウイルス感染症に対して放課後児童クラブの時間延長がありますのに伴って、保護者の負担というのは特別にあるんでしょうか。その放課後だけだったものが一日というふうに伸びて、おやつとか何かあるようになってくると思うんですが、それはどうでしょうか。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

新たな保護者負担という形でございますが、延長に伴う保護者負担は求めているという形で統一しているものでございます。

○矢立孝彦議長

生涯学習課長。

○上田隆生涯学習課長

放課後こども教室に関しましても、今児童育成課長の申しましたように求めておりません。以上でございます。

○矢立孝彦議長

4 番、富永議員。

○富永豊議員

利用状況について、ちょっとどういった状況なのかおしらせいただきたいです。

○矢立孝彦議長

児童育成課長。

○園田哲也児童育成課長

放課後児童クラブの件につきましてはですが、大体一日が 20 人弱で推移をしている状況でございます。通常より少ない状況、長期の休暇に比べれば少ない状況になっております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

生涯学習課長。

○上田隆生涯学習課長

放課後こども教室につきましては 4 か所を開校しまして、トータルで 20 人のご利用をいただいております。これは通常より人数が少ない状態でございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。9 番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

加計高校を育てる会、これはいらん心配かもしれないのですが、寮が満タンになるということですよ、21 人と大体聞いとるんですが、今回の受験で 9 名の応募に対して 18 名応募があったということになりますと、どうしても半分は普通でいったら落ちるわけですよ、その 18 人の中の全部が町内の生徒であるというような場合は、どういう、ここで聞いていいもんかどうか分かりますが、どういうの教育長、聞いておられましたら。

○矢立孝彦議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

例えということでお話しされたんですが、18 名の受験者のうち、残り定員 9 名に対してその倍の 18 名が受験してありますが、地元関係は 3 名ということで残り 15 名は町外、県外等でございますが、もしこれが地元 18 名ということになればどうなるかということですが、定員オーバーすることではできませんので、オーバーしたぶんは不合格ということになります。ということでございます。

現在の中学 1 年生までが対象でございますが、本件の入試制度においては次の選抜 3 というのがございまして、不合格になって全ての入口がなくなった場合、例えば私学もないというような場合には、選

抜 3 ですね、再度受験できるわけですが、これは定員がまだ残っている学校で応募をしている高校があった場合に受験ができるということで救済措置となっております。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。11 番、中本議員。

○中本正廣議員

こども子育て支援員の関係で単価の問題ね、安芸太田町 871 円でやってるんだけど、県のほうは 740 円ですよ、これは法定の金額でかすか、査定金額ならこれでいいのか、最低賃金の中でいうとこれは広島県の中で引っかかるわけですよ、このへんは調整はできているんですか、それとも確認はとってあるんですか。

○矢立孝彦議長

生涯学習課長。

○上田隆生涯学習課長

この確認を今広島県のほうへとった段階で言いますと、国の基準が 750 円と、これが教室が始まった時からの金額でそれが増減になっていないということで回答をいただいております。町としましてもその差額に関しましては単費を持ち出しということがありますので引き続き要望をあげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

県の補助金も全額補助ではございません。基本的には、今朝全員協でお答えできんかったんですが、ふと思いつきまして、3 分の 2 の補助なので要は 3 分の 1 はびたっとおちるかどうかわからんですが、町がみなさいよというような趣旨だろうなというふうに感じました。

○矢立孝彦議長

3 番、平岡議員。

○平岡昭洋議員

マスコミなんかでもちょっと言ってる、私も門外漢なのでよく分かりませんが、学校給食とかそういうのを提供してた方でお仕事されてる方とか、また食材を納めている方とか、もしそういうんで不利益をこうむっている方っていうのは町として何か対策を考えているのでしょうか。

○矢立孝彦議長

小島副町長。

○小島俊二副町長

正職、臨職問わず小学校が休み、中学校が休みのために仕事を休まなくてはいけない部分が 1 点ございます。それと今ご質問があったように業務自体が、学校が休みのために業務が無くなった方、この 2 通りの職員がおりますので、一応全部調査をいたしまして、国の方からは全て有給休暇なり休暇処理をなささいという通知がまいっております。それを受けまして安芸太田町、どれくらいの影響、現在あるか調べておりますので基本的には国の示す方向で町長からも指示を受けておりますのでよろしく願いしたいと思います。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 36 号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算(第 8 号)を起立により採決します。議案第 36 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 36 号、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算(第 8 号)は原案のとおり可決しました。

日程第 18. 議案第 14 号

日程第 19. 議案第 26 号

日程第 20. 議案第 27 号
日程第 21. 議案第 28 号
日程第 22. 議案第 29 号
日程第 23. 議案第 30 号
日程第 24. 議案第 31 号
日程第 25. 議案第 32 号
日程第 26. 議案第 33 号
日程第 27. 議案第 34 号
日程第 28. 議案第 35 号

○矢立孝彦議長

日程第 18、議案第 14 号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第 38、議案第 35 号令和元年度安芸太田町病院事業会計予算まで 11 件を一括議題とします。町長からの議案説明は先日行われておりますが、令和 2 年度予算の概要について説明したいとの申し出があります。これを許可します。小坂町長。

○小坂眞治町長

お手元に配布しております令和 2 年度予算の概要の朗読をもちまして説明をさせていただきます。

令和 2 年度予算をはじめ、諸議案を提出するにあたり、その概要を申し述べますとともに、最近の諸情勢の報告と町政運営の方針を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、元号が「平成」から「令和」に変わり、誰もが将来に向かって希望を持ち、期待に満ちた新しい行動を起こしていく、そのような時代への幕開けとなる年であったのではないかと感じております。一方では、台風 15 号や 19 号が我が国に甚大な被害をもたらすなど、相次ぐ台風や大雨による風水害に見舞われた年でもありました。幸いにも、本町は一昨年に続いて特筆する被害は免れましたが、改めて自助・共助・公助の重要性を認識し、それらの連携を確認しながら、地域の防災力を高めるとともに今回の新型コロナウイルス感染拡大防止をはじめとする疫病対策にも適切に対応して、安心安全なまちづくりを進めていかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

こうした中、国の令和 2 年度予算案は、消費税増税分を活用した全世代型社会保障制度を柱とする社会保障の充実をはじめ、経済対策として「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」などの取組、更には「新経済・財政再生計画」による歳出改革の取組の継続などを掲げ、一般会計総額 102 兆 6,580 億円と、2 年連続して 100 兆円を超え、過去最高の予算規模となっております。

また、地方財政対策は、地方交付税の増額等によって、一般財源総額は前年度を 0.7 兆円上回る過去最高の 63.4 兆円となり、そのうち地方交付税も 16 兆 6,000 億円ほど確保されております。

地方交付税については、本町歳入全体の約半分を占める財源であり、町財政の根幹を今後とも担うものとして、その動向には引き続き注視が必要です。

その他、日本の元気の源となる地方創生についても、令和 2 年度から始まる第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」分として、昨年度同額の 1 兆円が予算計上されており、本町としても、引き続き、積極的な取組を進めてまいります。

県においては、昨年度に引き続き、平成 30 年 7 月豪雨災害からの一日も早い復旧・復興に向けた、「創造的復興による新たな広島県づくり」を最優先で取り組むとともに、令和 2 年度が県長期総合計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」の最終年となることから、同計画のめざす姿である「欲張りなライフスタイル」の実現に向けて、これまで取り組んできた施策を着実に進め、あわせて社会経済環境の変化にも的確に対応するとし、一般会計総額 1 兆 905 億円、対前年 3.4%増の予算案となっております。

このような国や県の動きを踏まえ、自主財源が限られた本町においては、国や県の多様な施策展開との効果的な連携等が不可欠であり、それらの施策に柔軟に対応できる体制づくりを進めながら、関係する事業を適切に実施してまいります。

令和 2 年度は、本町の第 2 次長期総合計画の後期基本計画のスタートの年であり、この計画がめざす、町の将来像「豊かさあふれ つながりひろがる 安芸太田」の実現に向けて、関係予算を編成し、「自然環境と人間環境の調和のとれたまち」を目指し、「出産から成人までのライフステージをつなげるまち」などによる、7 つの「まちづくりの基本方向」の下、「定住・人口対策」や、「子育て・教育・次世代育成」など、7 つの分野にわたる施策の柱につきましても、関係する事業を重点的かつ効果的に実

施し、加えて、反復的な検証を行って事業の質の向上を図るとともに、健全な行財政運営に努めてまいります。

とりわけ、新たな潮流として、急速に開発が進むデジタル化社会の到来に向けて、IoT、AIなどの先端技術やビッグデータの活用が期待されており、産業振興や福祉・医療、防災、移動手段の確保など、本町が抱える様々な課題の解決に向け、これらの技術革新等を効果的に活用していきたいと考えており、令和2年度の新たな取組として関係予算を優先的に配分しております。

また、森林環境譲与税を財源とした森林管理も適切に行い、新たな経済活動につなげていきたいと考えております。

一方で、本町の財政状況につきましては、本町の歳入全体の半分を担う地方交付税について、合併特例措置が令和元年度で終了することや、近年の学校統廃合や高速ブロードバンド整備などの大型公共事業に伴う大規模な起債償還が始まったことによる公債費の増加をうけて、財政調整基金の取り崩しによる歳入不足を補うといった大変厳しい財政運営を行わざるを得ない状況でございます。

しかし、町民の皆様の安全安心な暮らしを確保し維持していくためには、防災行政無線のデジタル化や保育所の整備など、この機に集中的に取り組まなければならない事業もあり、今回の予算編成におきましては、これまでも増して既存事業の点検と見直しを行い、経常的な経費について一定程度の削減を図り、一方で集中的に投資すべきものには、重点的に予算の配分を行って、全体としてのメリハリを意識しながら増大化する歳出の抑制を図ったものとなっております。

こうしたことを踏まえ、令和2年度の一般会計予算は、前年度同額の79億9,000万円で編成しております。

主なものとして、歳入では、地方譲与税が森林環境譲与税の増額等により2,198万円の増、地方交付税が地域社会再生事業費の創設や公債費算入額の増額により1億4,020万円の増、また、国庫支出金が筒賀保育所改修に係る保育所等整備交付金等により3,085万円の増、さらには、寄付金について、ふるさと納税寄付金の増加により3,000万円の増となったほか、基金繰入金が財政調整基金取崩し額の大幅な縮減により3億9,113万円の減、町債が防災無線デジタル化更新事業などにより2億8,719万円の増となっております。

歳出においては、議会費は議員共済会負担金の減額等により22万円の減、総務費は役場本庁舎耐震・大規模改修事業の減額等により2億6,595万円の減、民生費は筒賀保育所改修事業等により1億3,372万円の増、衛生費は病院事業会計補助金の減額等により3億9,532万円の減、農林水産業費はトチリため池緊急整備事業等により4,428万円の増、商工費は消費税引き上げに伴うプレミアム付商品券事業の終了等により4,068万円の減、土木費は町道整備事業等により2,728万円の増、消防費は防災行政無線デジタル化等により4億2,833万円の増、教育費は筒賀水泳プール改修事業等により1,063万円の増、公債費は過去の大型事業の起債償還金が順次始まり5,795万円の増としております。

町としましては、新しい技術革新や財源を追い風として、今後5年間における町運営の羅針盤となる第2次長期総合計画の後期基本計画を着実に推進していきながら、次の時代を担う子どもたちをはじめ、すべての町民が活力にあふれ、安心して暮らし続けることができるまちづくり「持続可能な町づくり」を積極的に進めてまいります。

次に、新年度の主要事業の概要について、部門別に説明をいたします。

まず、総務部門においては、令和2年度から法で定められている国の施策として新たに始まる会計年度任用職員制度に対応すべく取り組んでまいります。

また、町民の皆様の安心・安全の確保のため、非常備消防では、高齢少数化に対応するための分団再編が予定されており、この再編に対応する町としての環境整備や団員の装備品等の更新も随時取り組んでまいります。

防災・減災対策としては、現在のアナログ波を運用している防災行政無線が運用できなくなることから、防災行政無線のデジタル化を行うとともに、各戸に配布している個別受信機の更新等に取り組みます。

財政・管財部門におきましては、令和元年度から取り組む役場本庁舎の耐震・改修工事の本格的な工事を行うほか、全体事業費の見直し等により、新年度に事業執行がまたがることとなった、旧修道小学校及び旧戸河内中学校校舎の2つの解体工事を着実に進めてまいります。

企画部門におきましては、令和2年度が、第2次長期総合計画における後期基本計画や、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートの年度となることを踏まえ、持続可能な町づくりを目指して、課の枠組みを超えて、各施策に横串に通して計画の実現に向けて、取組を進めてまいります。

また、地域再生計画として、国の認定を受け、具体的に事業実施している「安芸太田町版「生涯活躍のまち」推進プロジェクト」、「特別名勝「三段峡」と食のブランディングプロジェクト」は最終年度となり、具体的な成果を示す取組を進めてまいります。

「広島県立加計高校支援事業プロジェクト」、「インバウンド促進プロジェクト」は、2年目の実行段階に入り、多様な主体と連携を図りながら推進してまいります。

公共交通については、利用者数の減少や利用者のニーズの多様化に対応するため、交通体系のあり方について大きく舵をきる時期に来ており、利便性の高い地域内交通と、広島市中心部への広域交通の再編に向けて、運行事業者や近隣自治体と連携を図りながら、取組を進めてまいります。

なお、広島広域都市圏発展ビジョンに基づく、広島広域都市圏の23市町との連携事業についても、産業、観光、医療・福祉、子育て等幅広い分野で連携施策が展開されており、広域での展開が有効な施策について連携を図ってまいります。

地域づくり部門においては、人口減少や高齢化が進んでおり、自治組織がかなり衰退している状況にあることから、令和元年度において、「地域コミュニティのあり方検討委員会」を立ち上げて、今後の地域づくりについて協議を重ねてまいりました。

その取組結果を踏まえて、新年度については、連携する枠組の単位を考えながら、戸河内地区の川手、梶の木、板ヶ谷の三和地区や、筒賀地区の東区と坪野地区といった、新たな枠組での連携をモデル的な取組として進めてまいります。

また、自治振興交付金制度については、合併して施行後15年が経過しており、当時と現在の状況が大きく変わり、地域の実情に合わなくなってきたものもあることから、これまでも、算定方法や加算措置等の見直しを行っておりますが、今後、地域の実情に応じた、算定項目の適正化、客観的根拠に基づいた見直しを行う方向で、令和3年4月からの新たな算定方法での交付に向けて、支部会で検討してまいります。

一方、周辺集落の中には、住民同士の見守りや声掛けといった「集落内での支え合い」に対する支援が必要な地域も見受けられるため、戸河内地域や、加計地域、筒賀地域において、集落支援員を引き続き配置し、高齢者世帯の見守りや、サロン等集いの場の開催や補助を行い、集落の維持を支援していきます。

また、新年度からは、町の人口対策の一環として、地域の方にも空き家活用の推進役の一端を担っていただき、地域との橋渡し役をしていただける方を「定住促進員」として、町内で5名程度配置し、空き家の活用を地域の方と一緒に取り組んでまいります。

移住・定住対策については、本町にとって最重要課題であり、新年度も積極的な施策展開を進めていくために「暮らし移住アドバイザー」を引き続き設置し、空き家バンク等、移住の相談に対応してまいります。

また、町内の空き家を活用して安芸太田町の暮らしが体験できるモデル住宅を令和元年度に整備したことを踏まえ、新年度は、このモデル住宅を利用した体験イベントの実施や移住者確保の受け皿として活用し、新たな移住者の確保に努めてまいります。

さらには、これまで安芸太田町に縁のある方を中心としたファンクラブの活動に加え、移住や定住に係る情報発信の強化と関係人口の拡大のため、システム構築を図り、人口の増加へつなげてまいります。

次に、地域おこし協力隊事業ですが、本年3月に1名採用し、現在活動している隊員5名とあわせて6名で活動しております。また、新たな地域の課題解決に向けた外からの視点での業務への募集を予定しております。

就学前保育・教育部門においては、これまで幼保施設の環境整備における施設の老朽化対策について検討を続けておりましたが、新年度においては、老朽化の著しい「筒賀保育所」の改修に取り組めます。

その改修にあたっては、現状の建物の状況や今後の児童数の推移のほか、本町公共施設の総合管理計画に定めた「施設の有効活用の促進」の視点を踏まえ、筒賀小学校の一部を活用して保育施設とする案を第一として進めていく考えとしとります。

また、小学校の就学児童のうち保護者が仕事の関係等で昼間家庭にいない児童への対応として、令和2年4月1日から「加計放課後児童クラブ」を新たに開設し、これまでの対応できなかった地域の高学年の児童が同児童クラブを利用できることとなります。

住民生活部門においては、安全・安心なデジタル社会の基盤構築に向け、マイナンバーカードの普及促進に取り組めます。

また、人権啓発事業としましては、町民一人ひとりが人権尊重意識を高め、一人ひとりの人権が大切

にされ、生き生きと暮らせる社会や、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、人権啓発セミナーの開催や、広報誌による普及啓発などを引き続き取り組みます。

環境部門においては、環境にやさしい持続可能な社会の構築に向けて、河川環境等の保全対策や地球温暖化防止対策の推進等を図っていきます。

衛生部門におきましては、し尿処理についても今後も引き続き適正処理に努めてまいります。

ごみ処理においても、更なるごみの減量化・分別推進に取り組み、リサイクルによる再資源化に取り組んでまいります。

また、令和元年度、大規模災害が発生した場合に備え、災害廃棄物等の迅速かつ適正処理によって町民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興の推進することを目的に、安芸太田町災害廃棄物処理計画を策定しました。

この安芸太田町災害廃棄物処理計画は、広島県災害廃棄物処理計画や、安芸太田町地域防災計画などの上位計画と整合を取りながら、災害時における廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめたものです。

今後、災害時には、災害廃棄物処理計画に基づいて状況を速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画を作成し、適切な災害廃棄物の処理に努めます。

農業部門においては、広島市と連携した「ひろしま活力農業」の栽培技術研修制度を活用し、ハウス栽培によるハウレンソウ・コマツナを主体とする葉物野菜産地の形成のため、毎年度1人の意欲ある農業者を育成・確保し、地域雇用の創出も推進してまいります。

また、農業委員会と連携し、地域の中心となる担い手に農地集積や農地の借り受け希望者の把握を行い、貸付希望する農地の把握と利用情報収集、利用調整を進め、農地の有効活用に努めてまいります。

日本型直接支払制度として法制化された中山間地域等直接支払制度は、集落協定に基づき5年以上農業生産活動が続けるもので、令和2年度から新たに第5期対策として5年間実施され、多面的機能支払制度と合わせて集落共同による農地などの地域資源の保全、農業生産活動の継続による多面的機能の確保、鳥獣被害対策、集落の活性化等に有効に活用していただけるよう推進してまいります。

本町特産の祇園坊柿の栽培技術の向上、苗木購入や買取り補助、多様な加工、調理への活用方法などの研究を行い、新規製品の開発、販売を進め、生産者の生産意欲と所得向上を図り、祇園坊柿ブランド化を行ってまいります。

林業部門においては、林業・木材産業等競争力強化対策事業により、森林作業道2路線を開設するほか、路網を活用した搬出間伐を37ha実施し、森林施業の集約化による造林コストの低減を図りながら、素材生産量の確保に努めてまいります。

平成19年度から取り組んでいるひろしまの森づくり事業は、ひろしまの森づくり県民税を活用し、間伐及び被害木の伐採を61ha実施し、手入れ不足の森林の公益的機能の維持や環境整備を実施してまいります。

森林経営管理事業では、林業の持続的発展や森林の有する多面的機能の発揮のため制定された森林経営管理法に基づき、森林環境譲与税を活用して、森林所有者から意向調査、二次災害の要因や森林の回復の妨げとなっている被害木の処理、森林及び路網等の整備状況を踏まえた森林整備、人材育成・担い手の確保、公共建築物への木材利用など効率的な森林整備に繋がるよう促進してまいります。

有害鳥獣対策においては、鳥獣による人身被害及び農林水産物被害の防止を図るため、捕獲班を編成し、捕獲及び追い払い活動を進めてまいります。

消費者行政においては、サロン等で高齢者に対する消費者教育・啓発を行うとともに、地域での見守り体制の維持・強化を図り、消費者被害の防止・解決に向け、関係機関と連携し安全・安心な暮らしを確保するよう推進してまいります。

商工部門においては、「がんばるビジネス応援補助金」事業について、6年間の実績を踏まえて、補助金要綱の再度の見直しを行うと共に、審査会にも外部人材を登用することや、起業セミナー受講を条件にすることなど、より効果的な施策として改正します。

企業誘致につきましては、大規模遊休地の確保と、サテライトオフィスを含めた空き事務所等の物件紹介など、雇用拡大や転入増加につながる企業誘致に努めます。

毎年のプレミアム商品券発行事業は、新年度も町内者と町外者に振り分けて販売することで外貨獲得も目指すと共に、町内の小売店等に、キャッシュレス決済の導入を推進します。

夏の東京五輪開催に伴い、町内への観光誘客を更に促進し、広域観光ルートのPRと秋に広島県全体で行うディストーションキャンペーンにより、広島駅や広島市内からスムーズに安芸太田町に来て頂

くための交通情報の案内や、長期滞在に繋がる宿泊施設への誘導を図ります。また外国人観光誘客を拡大するため、国際交流員や旅行会社と連携して、多言語情報による季節毎の観光情報の発信や、受け皿となるインバウンド対応可能な宿泊施設のPRや翻訳のサポートに努めます。

町内の観光施設について、適切な維持管理を行うとともに、指定管理をしている宿泊施設や公共施設は「公共施設等総合管理計画」に則して、施設のあり方や譲渡手続きについても検討を更に進め、新年度内に方向性を固めます。

国定公園の三段峡については、令和元年度に観光庁の補助金で多言語化文字化を進めた観光情報と共に、新年度は文化庁の補助金を活用して、過去の歴史や開拓に携わった方々や溪谷を記録した古い写真類のデジタル化、専門家の学術的な見地により再現したCG映像等の制作を行い、町外へ情報発信することで、魅力を再発見させ、外国人観光客や自然観察に訪れる人々の更なる増加につなげます。

イベント補助金については、間接支援に係る補助金部分と、直接支援に係る委託部分に切り分けて、役場職員の休日支援を抑制しつつ、より効果的な支援体制を図ります。

一般社団法人地域商社あきおおたにおいては、地域との協働で事業を進めるために、産業、観光、道の駅に関連する3部会からなる「地域商社あきおおた推進協議会」のしくみを構築します。産業では、商品開発、共同物流を推進します。観光では、地域DMOの形成・確立を図り、インバウンド誘客、雪山誘客を進めます。また、道の駅では関連事業者との協議を踏まえ、整備計画の取りまとめ役として担ってまいります。

教育民泊、森林セラピーを核としたヘルスツーリズムについては、危機管理、安全対策に注力しながら、継続的に推進します。さらに、新たな取り組みとして、空き家活用事業により、移住・定住希望者の掘り起こしを行い、改修の上、リース、売却の対応をしております。

建設部門では、安全・安心なインフラの維持として道路・河川・町営住宅の維持補修を行い、簡易水道事業は維持管理と配水管の更新事業、農業集落排水事業及び特別環境保全公共下水道事業においても維持管理業務を行います。

林道事業では、林道横川西平線改良を実施するほか林道網の適切な維持に努めます。

町道整備については、国策でもあるインフラの老朽化対策としての橋梁・トンネルの定期点検・補修を順次進めるとともに、道路法面や路面舗装についても計画的な対策を進めてまいります。

道路維持修繕については、現地の状況及び地元の要望も踏まえ計画的な修繕と維持体制確保に取り組めます。

住宅事業では、公営住宅等長寿命化計画に基づく対策を実施いたします。

老朽危険空き家への対策として、令和元年度に実施した空き家実態調査をもとに、活用できない建物を対象に特定空き家への認定か否かの判断を行い段階的な措置を行います。

小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、整備率を高めるべく引き続き実施するとともに、下水道と浄化槽の格差是正策である法定検査補助金及び浄化槽維持管理費補助金も引き続き実施いたします。

福祉部門においては、地域包括ケアの理念を普遍化し、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる、老若男女を問わず、様々な生活課題を抱える人々が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による助け合い・支え合いと公的支援が連動して、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築していく必要があります。

生活保護・生活困窮業務では、保護世帯における単身高齢者世帯の占める割合の増加に伴う医療費扶助費の上昇に加え、生活困窮に係る相談件数も年々増加しているため、特に、生活保護に至る前の自立支援相談や家計改善支援といった自立支援策を強化していくこととともに、関係機関とも連携を図りながら困窮の状況に応じ早期な対策を進めていきます。

障がい福祉業務では、現行計画に基づき、障がいをもつ人が地域で相談がしやすい体制の構築を図りながら、就労のニーズに合った雇用・就労機会の創出と多様な就労の場の確保・提供に努めていきます。

また、障がいの有無にかかわらず、世代や分野を超えて一人ひとりが主体的に地域で活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、関係機関とも連携しながら障がい者施策及び自立支援に取り組むとともに、次期計画の策定も行っていきます。

介護保険業務では、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定するとともに、医療機関・介護事業者との連携をより強化して地域包括ケアシステムの取り組みを推進し、「地域共生社会」の実現を目指します。そのため、多様なニーズに対応した介護の提供・整備について検討し、サービスの確保・充実に向けて取り組んでまいります。

また、高齢者の社会参加や地域での支え合い体制を推進するとともに、地域に出向いての介護予防事

業を継続し、介護予防・健康寿命の延伸を図るとともに要介護状態の重度化防止に向けた取り組みを進めてまいります。

保健部門では、私たち町民が手を携え、積極的に健康づくりを実践し、幸せな明るい活力ある安芸太田町を築くことを目標に行った「健康のまち」宣言の具現化に向け業務を行ってまいります。

「健康のまち」宣言における具体的な行動目標として「健康診査の受診」「運動」「趣味や生きがい」「食生活」「地域の支え合い」と五つを掲げ、健康づくりの実践を図るものとしており、これらに沿った事業の実施を行ってまいります。

高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法等に基づく健康増進事業として、山ゆり健診をはじめ各種検診の実施を通じて町民の方々に対する健診機会の確保を図り、生活習慣病やがんの早期発見及び早期治療につなげ、引き続き疾病の予防や重症化の抑制と個々の方々の健康管理意識の向上を目指します。

健康の維持増進には疾病予防が大切であり、予防接種法に基づく各種予防接種の着実な実施のほか、本町独自の施策として早くから行っている若年層に対するインフルエンザ予防接種など、感染予防、発病予防、疾病の軽減及び病気のまん延防止等を目的に各種予防接種を実施と接種率の向上を目指します。

健康の維持増進に大きく関わってくるのが日常における生活習慣とされ、各種感染症に対する予防においても免疫力を高めることが有効とされており、十分な睡眠とバランスの良い食事、運動の習慣化などの促進が求められます。食育の推進による個食を含む食生活の改善に努めるとともに、歯科保健センターの活動を通じ食べることの基本である口腔ケアの充実を図ります。

これまでに取り組んできた健康運動やウォーキングなどを中心とした住民の健康づくりをより促すため、既存の自主運動組織などの協力を得ながら、自主的に運動を実践する方々の裾野を広げるよう普及啓発を図ることを目的に、健康イベントとして元気フェスや安芸太田ウォーキング大会の開催、3年目となるあきおた地域応援ウォーキング事業の実施を行います。

母子保健事業では、子づくりの段階からの支援体制の充実を目的に昨年度から制度化した不妊治療に対する助成事業、乳幼児健診、訪問活動など、子づくりから乳幼児の子育てに係る支援の強化を図ることとしています。

また、親子相談支援センターの機能充実を図り、その関連性が問題視されている児童虐待と配偶者虐待を一括して取り扱うなど、予期せぬ妊娠や親子間における問題などの相談支援を通じて、規模の小さな町だからこそできる対応を行ってまいります。

保健の目的である健やかさを保つには身体と心の健康が必要であり、生きがい作りや地域社会の関わりといったソフト面での対応が重要であるとの考えから、健康づくり課における保健事業は、訪問など日常の相談支援活動こそが主な業務であることを再認識し、訪問などを通じ町民の方々と積極的な関わりを持てるよう業務を進めてまいります。

学校教育部門においては、社会変化の目まぐるしい時代にあって、学校での学びが将来につながるものとなるよう取り組みを進めていく中で、令和2年度から小学校は新しい学習指導要領により外国語教育やプログラミング教育が始まります。

また、平成30年度に各学校に導入したICT機器等の活用をプログラミング教育と合わせ更に促進し、国が推進する、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークの整備、いわゆるGIGAスクール構想のうち、令和2年度は高速通信環境整備に取り組み、Society5.0時代を生きる子どもたちの個別最適化された学びに向け、今後計画的に端末整備を進めてまいります。

東京大学等と連携した協調学習の研究や取組では、教職員の資質向上を図りながら、「アクティブラーニング」の実践を行い、引き続き授業改善等を進めてまいります。

英語力の向上については、ALTや外国語教育推進員の3名体制で小学校の外国語教育、中学校の英語の推進、幼児期からの外国語に親しむ機会を継続して進めていくとともに、高校受験でも重視されている英語検定についても、全生徒を対象に受験料助成をし、推進を図ってまいります。

また、幼児教育から小学校への接続における連携を行い、小・中・高の学校間での連携を密にし、児童生徒がわが町に対する郷土愛と誇りを持ち、将来この町に帰ってきたいと思ってもらえる特色ある教育活動を展開できるよう力を入れるとともに、町としても支援することとしております。

生涯学習部門では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴うメキシコ射撃競技選手団の事前合宿の受入れに向け、町内関係者による安芸太田町メキシコ選手団事前合宿受入・交流推進会議を組織し、平成30年度から事前合宿受入を実施する予定で進めてきましたが、メキシコ側の調整があ

かないため、平成 30 年度と令和元年度は中止となりました。新年度は、広島県を通じて受入をするべく協議をしており、町を挙げての歓迎を行いたいと思っております。

また、令和 2 年度においても「第 58 回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会」が、つつがライフル射撃場で継続開催されます。本大会は、本町で実施される唯一の公式な全国大会であり、平成 18 年の第 44 回大会から数えて今回で 15 回目の当町開催となり、全国から高校生選手が多数来町し、宿泊などの町内施設の利用と交流が図られております。

成人式については、新たな成人の門出を祝うとともに、自身が生まれた町である「安芸太田町」を少しでも振り返る場となるよう、企画段階から成人者達へ参加を呼びかけて創意工夫を行い、記憶に残る成人式の開催を目指すこととしております。

また、町内の体育館や水泳プール等の社会体育施設も、新町合併以前に建設されたものが多く、大半の施設が修繕を要する時期となっております。このことから、利用状況や今後の活用も考慮のうえ廃止等も含め検討するとともに、必要に応じて計画的な修繕等を行なっております。新年度は、筒賀水泳プールの改修工事を前年度に続いて実施します。

また、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を加計小学校、戸河内小学校、修道・安野地区を中心に令和 2 年度も引き続いて実施し、子育て支援の充実を図ります。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、引き続き地域人権学習活動支援を行うとともに、より身近な部分から人権問題を考えていただけるよう、毎年開催している人権フェスタについても工夫を重ねてまいります。

町立図書館の運営については、より良いサービスの提供のため蔵書の充実と図書館システムの整備を進め、移動図書館「やまびこ号」の運行についても、順次巡回ルートの見直しを行うなど一層の利用促進を図ってまいります。

生涯学習の推進を図るため、安芸太田町子ども会連合会、安芸太田町 P T A 連合会などとの協力を密にするとともに、地域の連携事業も視野に入れた生涯学習活動の推進を図ってまいります。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

特別会計の予算については、国民健康保険事業特別会計が 10 億 791 万円で 1 億 4,125 万円の増、後期高齢者医療事業特別会計が 1 億 5,396 万円で 243 万円の増、介護保険事業特別会計が 12 億 8,409 万円で 568 万円の減、介護サービス事業特別会計が 1,712 万円で 386 万円の減、簡易水道事業特別会計が 2 億 2,845 万円で 6,394 万円の増、農業集落排水事業特別会計が 1 億 2,260 万円で 65 万円の減、特定環境保全公共下水道事業特別会計が 3 億 11 万円で 2,312 万円の減、筒賀財産区特別会計が 3,125 万円で 1,388 万円の増で、8 つの特別会計の当初予算合計額は 31 億 4,548 万円となり、令和元年度当初予算に比べて、1 億 8,819 万円の増、率にして 6.36% の増となっております。

このうち、簡易水道事業会計においては、安全な水の安定供給に努めるとともに、計画的な管路の更新を進めます。簡易水道の多様な緊急事態の未然防止、施設情報を随時把握するためのテレメーター更新を加計地区及び筒賀地区において実施します。農業集落排水事業会計・特定環境保全公共下水道事業会計については機械類の老朽化が年々進行する状況を踏まえ、改築更新の時期を迎えていることから施設のダウンサイジングや統合等の検討を行うとともに加入促進に努めてまいります。また持続可能な事業運営に向けて上下水道料金の改定について検討します。

最後に病院事業ですが、「治し、生活を支える医療」を目指し、医療・介護・予防・生活支援・住まいが、住み慣れた地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて令和 2 年度も引き続き進めてまいります。

国においては公立・公的病院に対して、再検証要請対象医療機関を公表するなど、地域医療を行う病院には厳しい現状にあります。

しかしながら、このような状況においても必要なときに必要な医療が提供できるよう、病床機能の確保、医療人材の確保や育成支援、ICT を活用した地域医療ネットワークの構築等、様々な医療施策を着実に推進していきます。

「安芸太田町病院事業新経営改革プラン」は最終年度となります。これまでの現状を分析するとともに、これからの医療提供体制を構築するため、改革プランの策定に着手します。国の医療制度の動向も

確認しながら、医療や経営の専門家、町民の皆様から貴重なご意見をいただくとともに、町立病院の役割やあり方に関する一定の方向を示します。

また、町民の皆様には気持ちよくご利用いただけるように、院内及び周辺の美化活動の徹底、あいさつや声かけの実施など、サービスの改善に一層努め、あわせて職員が働きやすい環境づくりを進め、「信頼される病院」を目指します。

収益的収支において、病院事業収益は病院・診療所合わせて 20 億 50 万 7 千円を予定し、令和元年度当初予算と比べ、4,111 万 9 千円の減収を見込んでおります。

資本的支出は、医療機器の購入や、企業債の元金償還などで、1 億 4,653 万円を計上しております。

以上、令和 2 年度当初予算の概要説明とさせていただきます。

どうぞ、慎重にご審議をいただき、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○矢立孝彦議長

以上で町長の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 39. 議案第 14 号

○矢立孝彦議長

日程第 39、特別委員会の設置を議題とします。お諮りします。ただいま議題としている令和 2 年度予算関連の 11 件の議案を審査するため、安芸太田町議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、議長を除く 11 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して詳細に審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。従って令和 2 年度予算関連の 11 件の議案については、議長を除く 11 人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して詳細に審査することに決定しました。

ここでただいま設置した予算審査特別委員会の正副委員長を互選するためしばらく休憩します・

休憩	午後 3 時 10 分
再開	午後 3 時 10 分

○矢立孝彦議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。休憩中に開かれた予算審査特別委員会で正副委員長が互選され、その結果が通知されましたので報告します。予算審査特別委員長に富永豊委員、同副委員長に津田宏委員です。

以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

○伊藤真由美議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 3 時 20 分散会
